

研究ノート

未完の「統一」王朝

—— 宋朝による天下理念の再構築とその「周辺」 ——

遠藤 総史

はじめに

本稿が扱う一〇〜一三世紀は、遼・金・西夏といった西北方勢力の台頭や、五代以降の中華王朝の相対的な弱体化によって、東アジアを取り巻く国際情勢が多極化した時代であった。一九七〇年代以降、欧米や台湾の中国史学界において、このような多極的状况の下では、フェアバンク [Fairbank 1968] に代表されるような「中国的世界秩序」が必ずしも貫徹されないことが指摘され、中国対外関係史の見直しが提起された。この海外での研究動向を念頭に、近年の日本では中央アジア史や日本史の学界が中心となって、中央アジア・東アジア・東南アジアを「東部ユーラシア」という一つの地域的枠組みとして捉え、それによって新たな地域世界史を描き出そうという試みが行われている。⁽¹⁾ また宋代史の学界でも、このような地域設定の中で宋代中国史を相対化し、従来とは異なる新たな「中華世界史」を描き出そうという試みが

行われている[飯山ほか二〇〇九]。

しかし、そもそも宋代の「中国的世界秩序」はそれほど積極的に研究されてきたわけではなく、その実態や内的論理は必ずしも十分には解明されていない。この背景には、第一として「冊封体制論」に代表される冊封研究の基礎を作り上げた西嶋定生が、西北方勢力の台頭をはじめとした唐末以降の国際情勢の変動によって中国王朝の政治的優越が瓦解し、宋代では「冊封体制」が機能しなかったと論じたことに原因がある。また、冊封研究の主戦場の一つであった日本史研究において、宋代は検討の対象にならなかったことも大きい。これには、西嶋が宋代の「東アジア文化圏」は政治・文化的関係よりも、経済的関係のほうが重要であると論じた枠組みレベルでの変化がある[西嶋]二〇一二第一部。

もちろん、宋代の冊封に関する研究がなかったわけではない。

宋朝は、遼・金・西夏以外の勢力とは冊封のような伝統的な対外関係を維持していた。そのため、東南アジア史や中国西南・西北

地域の研究は、宋朝との政治的関係を論じる上で意外にも多く冊封に言及している。より冊封に焦点を絞ったものとしては、黄純艶「二〇三、二〇四、三三〇—三七九頁」による網羅的な研究がある。宋朝の冊封は、文散官・武散官・檢校官・使職・持節・御史台・勳・爵・食邑・食実封・功臣号等の複数のカテゴリーで構成されるが、黄純艶は各カテゴリーの等級に注目して地域・勢力間での比較を行うことで、宋朝の外国に対する主観的な格付けを明らかにしている。しかし、黄純艶をはじめとした従来の研究は、宋朝が冊封として与える各カテゴリーの政治的意味には注目してこなかった。

また第二の背景として、従来の宋代中国史だけでなく近年の東部ユーラシア論までもが、東南アジア・中国西南史を事実上無視してきたという深刻な問題がある。⁽²⁾ただしこのことは、東南アジア・中国西南史からの研究発信が無かったということの意味しているわけではない。これまで東南アジア・中国西南史は、冊封や朝貢の分析だけでなく、政治・経済・文化に関する具体的な対宋関係の分析、様々な関係の背景に示される宋朝の東南アジア・中国西南に対する認識の分析など、多くの研究成果を発信してきた。それにも関わらず、宋代対外関係史の中で東南アジアや中国西南地域が等閑視されてきたのは、従来の宋代対外関係史が遼・金・西夏といった西北方勢力との関係に偏重してきたという問題がある。確かに、一〇〜一二世紀における国際関係の特質は東部ユーラシア規模での多勢力並存状況であり、「澶淵の盟」のような「盟約」を基軸にした歴史的に特殊な対外関係の分析が、宋代

史に求められていたことは間違いない。だが、宋朝の対外関係は西北方勢力との関係だけで完結していたわけではない。当然、東南アジアや中国西南地域との関係をも含めた宋朝の対外関係全体の中で、従来の歴史像を見直す必要がある。

つまり、東部ユーラシア論のような新しい地域的枠組みの中で検討する以前の段階として、従来の宋代中国史の中に東南アジア・中国西南史の研究蓄積を位置づけ、それらを正當に評価することでお、新たな「中華世界史」を描きだすことができるのである。結果として、それは現状の東部ユーラシア論に対しても、東南アジア・中国西南史を具体的な議論の俎上に載せる必要性を強く意識させるものとなる。このような問題意識のもと、筆者は敢えて宋代中国史という文脈の中で対外関係における東南アジア・中国西南諸地域の政治的位置づけに注目し、そこから宋代の冊封の内在論理を検討しようと考えている。

そこで重要になるのが、中国王朝の統治理念と冊封の関係に関する近年の研究である。中でも、五代史を扱う山崎寛士「二〇一〇」や明代史を扱う檀上寛「二〇一三・九章、一〇章、終章」は、天下に理念的な空間構成（すなわち「天下理念」）があることを指摘し、その中で実態として実効支配が及ばない地域・勢力を、天下の内に象徴的に組み込むためのシステム（すなわち「天下秩序」）として冊封を位置づけている。宋代の冊封に関しても、同様の視点から各カテゴリーに示される宋朝の統治理念を明らかにする必要がある。⁽³⁾

この点に関して、ベトナム史の先行研究は非常に示唆的である。

片倉穰「一九七二」はその先駆的な研究において、宋朝による交趾への冊封では、交趾君主はまず「交趾郡王」を与えられ、交趾君主の在位中に「南平王」に昇格し、死後に「南越王」を追贈されるという冊封パターンを明らかにした。その上で、南宋の淳熙元年（一二七四）に「安南国王」として冊封されてからは爵位に変化がないことを指摘し、交趾の国際的な地位の向上があったのだらうと結論づけている。この研究に関して桃木至朗「二〇一一・七一二頁」は、後述する山崎の五代「天下秩序」の研究を参照しながら、「交趾郡王」や「南平王」という爵位は中原政權が国内諸侯（内臣）に与えるものであるから、（淳熙元年以前においては）宋朝は交趾を完全に独立した「外国」として見なしていたわけではなかったという発展的見解を提示している。しかし当の山崎「二〇一〇・第一章」は、宋朝が五代以来の爵位を冊封していることに触れつつも、宋朝は「天下統一」を成し遂げていたのであるから、必ずしも五代の「天下秩序」と同じ意味では理解できないとしている。

この桃木・山崎両氏の見解の違いに関して、筆者は五代中原政權の冊封との関連を踏まえながら、宋朝による天下理念の再構築という動的視角から、冊封対象全体の中で見直すことでこれを発展的に解消できると考える。そこで本稿では、五代と宋朝の連続性を念頭に、周辺諸国に冊封する「節度使」と「爵位」の政治的意味を検討し、宋朝による天下理念の再構築の一端を明らかにしようと考えた。まず第一章では、宋朝が節度使を任命した経緯を勢力別に概観するとともに、その節度使に対して宋朝が想定して

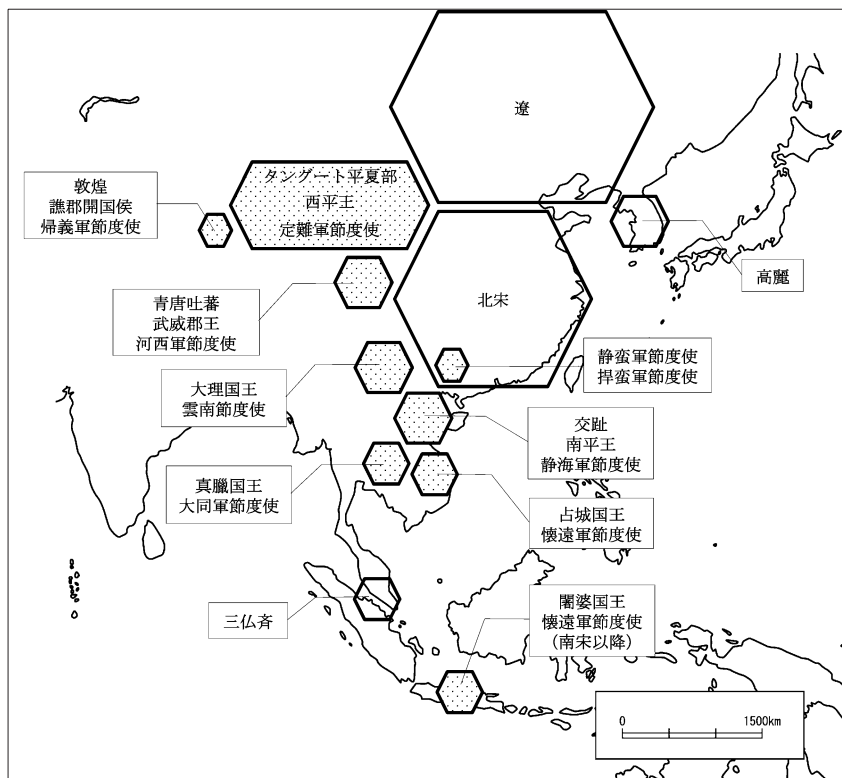
いる行政構造を明らかにする。その上で第二章では、宋朝の「内」と「外」がアプリオリに規定されているという前提を排除しながら、五代から宋代への節度使の継承・変移過程を検証し、宋代の節度使が持つ政治的意味を明らかにする。次に第三章では、節度使への爵位の冊封に注目して、五代中原政權の「天下秩序」との関連性を検討し、宋朝の「天下理念」とその中における各節度使の位置づけを明らかにする。そして第四章では、宋朝の「天下理念」や「天下秩序」を周辺諸国が共有することの意味を検討し、これらが必ずしも宋朝の主観の中だけで完結するものではないことを明らかにする。

第一章 節度使と行政構造

（一）敦煌・帰義軍節度使

本章ではまず、宋代に存在する各節度使の概要と、その節度使に対して宋朝が想定している行政構造を検討する。宋朝の成立当初から存在している節度使には、交趾（北部ベトナム）の静海軍節度使とタングート平夏部の定難軍節度使、敦煌に位置する帰義軍節度使がある。静海軍節度使と定難軍節度使は第二章で後述するので、先に帰義軍節度使の成り立ちから見ていきたい。詳細な事実関係は土肥義和「一九八〇」や藤枝晃「一九四一―一九四三」等の研究に依拠し、ここでは特に冊封による節度使への任命に注目していく。

もともと帰義軍節度使は、唐代に河西回廊の敦煌を拠点に設置された節度使である。唐末以降、中原政權の実質的な支配は帰義



図：北宋期の節度使と爵位

（※ドットは「未回収の中国」を示す。）

軍節度使には及んでいなかった。しかし、特に一〇世紀以降では敦煌の有力氏族である曹氏が歸義軍節度使を自称しており、唐五代の中原政權に入貢していた。そのため、中原政權がそれを追認するという形式で歸義軍節度使は存続していた。曹氏政權は、宋代までに沙州・瓜州を支配する独立した小王国となっていたが、宋朝成立後も大中祥符七年（一〇一四）までは、唐・五代と同様に「歸義軍節度使」を自称して宋朝に入貢していた。そのため宋朝も、入貢の際に歸義軍節度使として冊封することで、節度使としての立場を追認するという形式をとっていた。

（2）青唐吐蕃・河西軍節度使

次に、河西軍節度使について見ていく。やはり詳細は、岩崎力「二九七四、一九七五、一九七八、一九八六」や祝啓源「二〇一〇・三八一・四〇頁」等の研究に依拠し、ここでは冊封による節度使への任命に注目して見ていく。

河西軍節度使は、タングート平夏部への牽制・防衛を目的に新設された節度使である。李繼遷の抵抗運動以来、平夏部の動きを警戒する北宋は、咸平六年（一〇〇三）に西涼府の潘羅支政權を「朔方軍節度使」に任命する。しかし、

平夏部の李德明によって潘羅支が謀殺され、後継の厮鐸支政權もタングート平夏部の攻撃によって解体してしまうと、宋朝は青唐族に注目した。宋朝は青唐族の唃廝囉を支援して青唐吐蕃を建国させ、康定二年(二〇四二)に「保順河西等軍節度使」に任命した。⁽⁶⁾以降、宋朝は西夏への牽制・防衛を目的に、北宋期を通して青唐吐蕃の君主を節度使に任命していた。⁽⁷⁾

(3) 中国西南の節度使

現在の貴州省や広西チワン族自治区にあたる中国西南地域は、宋朝の行政上では成都府路や広南西路等の管轄下に位置づけられていた。しかし、この地域には漢人の手が入っていない未開発地が多く、宋朝の直接支配が及ばない地域が多く残っており、儂智高の反乱のような在地勢力の抵抗によって宋朝から離脱する可能性も否定できない地域であった。⁽⁸⁾一方、この地域では河川などを単位に多数の在地勢力が分散しており、地域全体を統轄するような大勢力が存在していなかった。そのため、宋朝は勢力ごとに州を設置し、在地有力者を州刺史や節度使に任命して統治を委任した。節度使に関しては、入貢の際に既に肩書きとして帯びている事例が多く確認できる。その中で実際に宋朝からの任命が確認できるものとしては、熙寧元年(二〇六八)に方異琬を「静蛮軍節度使」に任命した事例と、熙寧三年(二〇七〇)に張漢興を「捍蛮軍節度使」に任命した事例が挙げられる。⁽⁹⁾

(4) 東南アジア・雲南の節度使

北宋末の徽宗期(一一〇〇～一二六八)になると、宋朝は中国西南・東南アジア諸国の君主を節度使として冊封する。最初の事

例は、崇寧三年(一一〇四)の占城国(チャンパー)である。占城は交趾の南に位置する中部ベトナムの勢力である。このとき、宋朝は占城の君主を「懷遠軍節度觀察留後・琳州刺史」として冊封している。⁽¹⁰⁾また政和七年(一一一七)には、雲南に勢力を持つ大理国の君主を「雲南節度使」として冊封している。⁽¹¹⁾真臘(カンボジア)に関しても、『文献通考』(小文字は原注)に、

宣和二年、再び使者を派遣して来たので、朝廷はその王(真臘王)と占城とを封じて対等にした。その年占城王に檢校司空・兼御史大夫・懷遠軍節度使・琳州管内觀察処置等使を授け、占城国王に封じた。その後、さらに実封と食邑を加えた。⁽¹²⁾

とあるように、宣和二年(一一二〇)に改めて占城国の君主が「懷遠軍節度使」として冊封され、それと同時に真臘国の君主に対しても冊封が行われていることがわかる。これに併せて『宋会要輯稿』(以下『宋会要』)を見ると、

光堯皇帝建炎三年(一一二九)正月十日、「大同軍節度・雲州管内觀察処置等使・金紫光禄大夫・檢校司空・持節雲州諸軍事・雲州刺史・兼御史大夫・上柱国・真臘国王・食邑二千四百戸・食実封一千戸の金衷資深は、特に檢校司徒を授け、食邑一千戸・実封四百戸を加える。」と制を降した。⁽¹³⁾

とあり、宋朝南遷後における最初の冊封の際に、既に真臘国王の金衷資深が「大同軍節度使・雲州刺史」の肩書きを帯びていることがわかる。ここから、宣和二年に真臘国王もまた「大同軍節度使・雲州刺史」の肩書きで冊封されていたと考えられる。

金の勃興によって宋朝が南遷すると、西北方面の節度使との関

係は途絶えるが、北宋末に設置した東南アジア方面の節度使は維持される。再度国交を断絶した大理国を別にすれば、占城・真臘は南遷直後の建炎三年（一一二九）に、交趾は紹興二年（一一三二）に、北宋末の節度使が継承されていることがわかる。¹⁴さらに、東南アジア島嶼部の闍婆（ジャワ）の君主が、新たに「懷遠軍節度使・琳州刺史」として冊封されている。¹⁵

（5）節度使の行政構造

これらの節度使の支配下には一定の行政構造が想定されている。**【表】**は、宋朝が交趾と青唐吐蕃の州長官を任命した事例をまとめたものである。この表からわかるように、交趾の場合は節度使が安南都護に任命され、その支配領域は州に区分されて刺史が配置されている。一方で青唐吐蕃の場合は、節度使が刺史に任命される節度州と、その配下が刺史に任命される属州が設定されている。ここから、君主が節度使として冊封された勢力の支配領域は、節度使の管轄領域として読み替えられており、そこでは州による行政区分が想定され、節度州・都護府と属州とによる行政構造が設定されていることがわかる。また各属州には、基本的に「州刺史」が配属されており、地域によっては「団練使」「防禦使」等の唐朝由来の使職が配置されることもある。

一方で、北宋末から南宋期にかけて設置された大理国や東南アジア諸国の節度使の場合、直接には属州の存在を確認することはできない。しかし宋朝は、大理国や東南アジア諸国の支配領域もまた、中国の行政構造をモデルにして理解していたと考えられる。ここで参考になるのが、桃木「一九九九a」による中国王朝の東

南アジア認識に関する研究である。占城・真臘・闍婆等の東南アジア諸国は、基本的に中心が一次的に支配する国ではなく、各地に多数存在する政治政体を、覇権的中心が緩やかに統合する連合体であるとされる。¹⁶桃木によれば、中国王朝はこのようなタイプの国を封建制や郡県制等の中国的モデルで解釈していた。事実、「宋会要」には、

その（占城の）領域は東西に七百里、南北に三千里である。南は施備州と言い、西は上源州と言い、北は烏里州と言う。国には城郭が無く、百余村を統治しており、村は三五百戸であり、七百戸になることもあり、県鎮の名前もある。¹⁷

という記述があり、占城国の領域は「州―県―鎮」で区分されていると認識されている。

そのため、基本的に節度使の支配領域は州という行政単位で区分されており、そこには「節度州―属州」や「都護―属州」という行政構造が想定されていたと考えられる。

第二章 宋代の「六代諸国」的状况

このような各節度使の様相を見ていくと、宋朝と周辺諸国との関係は、ちょうど五代期における中原政権と十国諸国を含めた各節度使との関係に類似していることが指摘できる。また、宋朝は五代後周の後を受けて成立した王朝であることを考慮すれば、少なくとも成立当初は五代中原政権の一つであったといっても過言ではない。そうであるならば、宋朝と節度使との関係は五代十国の延長として見直す必要があるのではないだろうか。

【表 州長官任命表】

勢力	交趾	年号		西暦	州	官職	節度使	名前	史料
		開宝六年	雍熙三年	九七三					
		景德元年	一〇〇四	九八六	驪州	安南都護	静海軍節度使	丁璉	蕃夷四二〇
		景德四年	一〇〇七	一〇〇四	峯州	安南都護	静海軍節度使	黎明提	蕃夷四二四
		大中祥符元年	一〇〇八	一〇〇七		安南都護	静海軍節度使	黎明延	蕃夷四二六
		大中祥符三年	一〇一〇	一〇〇八		安南都護	静海軍節度使	黎明延	蕃夷四二八
		大中祥符五年	一〇一二	一〇一〇		安南都護	静海軍節度使	黎至忠	蕃夷四二八
		大中祥符七年	一〇一四	一〇一〇	誠州	安南都護	静海軍節度使	黎至忠	蕃夷四二九
		天聖五年	一〇二七	一〇一四	敘州	刺史		李公鑑	宋史四八八
		天聖九年	一〇三一	一〇二七	珍州	刺史		李公鑑	蕃夷四八八
		景祐三年	一〇三六	一〇三一	順州	刺史		李公鑑	蕃夷四八八
		慶曆三年	一〇四三	一〇三六	順州	刺史		李公鑑	蕃夷四八八
		熙寧六年	一一〇七	一〇四三	順州	刺史		李公鑑	蕃夷四八八
		宣和元年	一一一九	一一〇七	順州	刺史		李公鑑	蕃夷四八八
		紹興二年	一一三二	一一一九	順州	刺史		李公鑑	蕃夷四八八
		紹興八年	一一三八	一二〇五	順州	刺史		李公鑑	蕃夷四八八
		淳熙四年	一一七七	一二〇五	順州	刺史		李公鑑	蕃夷四八八
		淳熙十六年	一二八九	一二〇五	順州	刺史		李公鑑	蕃夷四八八
		紹熙二年	一一九一	一二〇五	順州	刺史		李公鑑	蕃夷四八八
		紹熙五年	一一九四	一二〇五	順州	刺史		李公鑑	蕃夷四八八
		嘉定八年	一二一五	一二〇五	順州	刺史		李公鑑	蕃夷四八八
		大中祥符九年	一〇一六	一〇一六	順州	刺史		李公鑑	蕃夷四八八
		明道元年	一〇三二	一〇三二	順州	刺史		李公鑑	蕃夷四八八
		是祐二年	一〇三五	一〇三二	順州	刺史		李公鑑	蕃夷四八八

そこで次に、宋代の節度使の成り立ちに注目したい。宋朝の成立当初から存在していた代表的な節度使としては、交趾の静海軍節度使とタングート平夏部の定難軍節度使が挙げられる。交趾に関して河原正博「一九八四…第二編第一章第二節、第二編第二章第一節」や桃木「二〇一…七一二頁」等に従い、タングート平夏部に關しては岡崎精郎「一九七二…第一篇第一章、第一篇第三章」や岩崎「二〇一、二〇一五」、李華瑞「二〇一〇」等の先行研究に従いながら、それぞれの成り立ちをまず概観する。

(1) 交趾・静海軍節度使
唐代、北部ベトナムには安南都護府が設置されていたが、九世紀半ばに雲南の南詔によって占拠される。八六六年に静海軍節度使の高駢が安南

四二一(10五七)

※史料欄に関して。蕃夷=『宋会要輯稿』蕃夷、長編=『統資治通鑑長編』、宋史=『宋史』。数字は巻数を示す。

都護府を回復させ、王を自称して半独立政権を築いたとされる。高駢の離任後、八八〇年代に北部ベトナムにおける唐朝の実効支配が完全に崩壊すると、九〇五年頃から土豪の曲氏が三代にわたって節度の使を自称するようになり、五代中原政権の後梁もこれを承認した。その後、九三〇年に南漢が侵攻し曲氏政権が崩壊するも、土豪の楊廷芸が南漢の支配を排除した。九三八年に楊廷芸が殺害され南漢が再侵攻すると、廷芸の女婿である呉権がこれを撃退した。そして九五四年、呉氏政権の二代目である呉昌文が亡くなった際に、南漢から追贈された「静海軍節度使」「都護」の官職が五代における交趾・静海軍節度使の始まりである。¹⁸⁾その後、呉氏政権も倒されて「十二使君」と総称される土

豪の分立状態になり、その争いを制した丁氏が節度使を自称して、九七三年に宋朝に「静海軍節度使」として認められる⁽¹⁹⁾。これが、宋代における交趾・静海軍節度使政權の始まりである。丁氏政權が黎桓によって篡奪されると、これを認めない宋太宗が北部ベトナムへの遠征を行う。黎桓はこの遠征を退けるも、終戦後すぐに宋朝に入貢したため、雍熙三年(九八六)に宋朝から「静海軍節度使」として認められた⁽²⁰⁾。これ以降、宋代を通して交趾・静海軍節度使政權が存続することとなる。

(2) タングート平夏部・定難軍節度使

タングート平夏部が勢力を持つ地域には、唐代では夏州や綏州等の州が置かれていた。タングート平夏部は、唐末(八八一年)に発生した黄巢の乱において、唐朝を援助したことで定難軍節度使として認められ、これ以降、五代中原政權や宋朝に対して継続して定難軍節度使を自称するようになる。五代期では中原政權との関係において紆余曲折があったものの、定難軍節度使の体を保ちながら存続する。宋朝が成立すると、宋太宗が節度使解体の過程で定難軍節度使にも圧力をかけてゆく。平夏部内部での権力争いも原因となり、九七九年に李繼捧が内附して管轄域の支配権を宋朝に委譲したため、定難軍節度使は一時的に解体されたことになる。だが、この支配権の委譲を認めない勢力が、李繼遷を中心に結集して宋朝への抵抗活動を開始する。この抵抗活動に手を焼いた宋朝は、再び李繼捧を定難軍節度使に任命して夏州に送りこみ、旧地を管理させようとした。しかし李繼捧は、平夏部を再び掌握することはできなかった。その後、李繼遷の後を継いだ李德

明が宋朝に歩み寄りの姿勢を見せたため、宋朝は景德三年(一〇〇六)に李德明を「定難軍節度使」に任命した⁽²¹⁾。これ以降、定難軍節度使は一〇三八年の西夏独立まで続くことになる。

(3) 「未回収の中国」と天下理念の再構築

宋代節度使の端緒となったこの二つの節度使の特徴は、もともとは唐朝の支配領域に位置していたということ、遅くとも五代期までには節度使として一定の地位を確立していたことであろう。そうであるならば、宋朝は十国を平定する過程で静海軍節度使や定難軍節度使の回収・併合も目論んでいたのではないだろうか。

じつはこのような見方は、東南アジア史においてかなり早い段階から提示されている。河原「一九八四…第二編第二章第一節」は、宋太宗によって行われた交趾遠征の網羅的な検証を行う中で、この遠征の前に太宗が交趾に宛てた詔の内容を分析し、その中に交趾を宋朝の支配下に回収しようという太宗の意志が明確に示されていることを明らかにしている。この点を五代期からの大きな流れで捉え直した桃木「一九九四…二二八頁、二〇一一…七一頁」は、仮に宋朝が南中国を統一しなかったならば、北部ベトナム政權も含めた「五代十一国」状態が続く可能性があったと指摘している。これに即して考えれば、北部ベトナムは宋朝にとって、言わば「未回収の中国」であったことになる。

この筆者の「未回収の中国」という考え方は、そのままタングート平夏部の定難軍節度使にも当てはめて考えることができる。少なくとも宋朝は、李繼捧が内附した時点で定難軍節度使は自身の支配下に回収したことになっていたはずである。しかし、李繼

遷が抵抗活動を展開したために実質的な回収ができず、そのために李繼捧を再び定難軍節度使に任命してタングート平夏部の統制をとろうとしたのであり、まさに「未回収の中国」である。

このような「未回収の中国」という筆者の考え方を、宋代史の中に位置づけるために重要となるのが、山崎「二〇一三」が提起する「六代数国（六代十数国）史」という考え方である。この考え方は、宋朝が成立する以前の五代十国期の新たな枠組みとして提起されたものである。山崎「二〇一三」第一章によれば「十国」という従来の枠組みは、宋朝を統一王朝と位置づけるため、結果的に回収することのできた国数から逆算して創られた、宋人の主観的な歴史観に基づく枠組みであったという。²²そして「山崎二〇一三」では中原政權と遼朝との関係を見直し、十国以外の勢力も含めた「六代数国（六代十数国）」とする方が歴史の実体を反映していると主張する。

五代十国という枠組みは、宋人によって後世に創られたものであるという考え方は適切であろう。ただし、山崎の提起する「六代数国（十数国）」という枠組みが、すぐに筆者の「未回収の中国」という考え方と共鳴するわけではない。少なくとも「山崎二〇一三」第一章の段階では、五代の天下秩序では中原政權の実効支配域の内に位置づけられている「荊南」が、「十国」の一つとしてカウントされている点を指摘する所から、「十国」という枠組みを批判しているのであり、むしろ「十国」という国数を減らすような志向がある。その後「山崎二〇一三」では、半独立状態の節度使などが含まれる可能性を指摘して、「十数国」となる

と論じている。しかし「十数国」としても、結局は従来の五代十国という枠組みの中で五代の非実効支配域の「国」数を変えようというものでしかない。

むしろ、山崎の提起する五代史のパラダイムチェンジは、「六代数国」ではなく「六代諸国」として、枠組みの射程を地理的に拡大させる方向で考えるべきである。毛利英介「二〇一一」は五代における十国と外国の区分はかなり曖昧だったということを指摘している。五代の中原政權が唐朝からの「正統」を前提に、天下理念を保存しているのであれば、成り立ちから考えて交趾・静海軍節度使やタングート平夏部・定難軍節度使、敦煌・帰義軍節度使などは間違いなく「諸国」の一角に含まれるであろう。

このように考えれば、「未回収の中国」という考え方の宋代史での位置づけが明確になってくる。静海軍節度使や定難軍節度使等は「六代諸国」の一角であり、五代中原政權の一つとして成立した宋朝にとって、統一の過程で回収・解体すべき節度使の一つだったのである。実際、上述のように宋太宗は節度使解体の一貫の中で、定難軍節度使や静海軍節度使の解体・回収を試みている。しかしこの試みは失敗に終わり、自立性を持つ「節度使」として残存してしまったのである。つまり「未回収の中国」の存在とは、実態において宋朝が天下を統一できていなかったことを意味しているのである。

最終的に宋朝は、現状において継承・回収できた地域・勢力を、「五代十国」という枠組みにすることで実態としての天下の範囲を限定し、それによってとりあえず天下を統一したことにしたと

いえる。一方で、天下理念の内にあるが実効支配できていない地域・勢力に対しては、これを「節度使」に任命することで唐五代以来の関係を継続させ、建前上で回収したことにして天下理念を再構築していたのである。そのため宋朝と「未回収の中国（＝節度使）」との関係は、五代中原政權と十国諸国との関係と基本的に同質であり、それは五代以来の分裂・乱離の状況が継続していることを意味している。すなわち宋代とは、宋朝の実効支配域の周辺で、様々なレベルの自立性を持つ複数の「節度使」が割拠している時代であり、五代以来の「六代諸国」的状況がなお続いている時代だったのである。

第三章 爵制と天下のレベル区分

次に、このような実態における五代以来の天下の分裂状況に対して、宋朝が理念上で天下をいかに再構築していたのかという問題を検証する。既に明らかのように、宋朝と周辺勢力との関係は、五代期における中原王朝と十国諸国や節度使との関係の延長としてみることができる。そのため、宋朝がいかに五代中原政權の天下秩序を継承してきたのか、という視角から検証するのが適切であると考ええる。事実、毛利「二〇二」は山崎の研究を批判する中で、山崎の示す天下秩序と類似した冊封体系が宋朝と周辺国の間に存在していたことを指摘している。ただ、毛利はそれを現象として指摘するに留め、宋代という文脈でその類似性がどのような意味を持つのかという点には踏み込んでいない。一方で山崎も、宋代に類似した現象があることを確認しているが、「山崎

二〇一〇…第一章」の段階では、宋朝は天下を統一していた王朝であるという点で五代中原政權とは異なる天下を観念していたのではないかとし、五代の天下秩序を宋代に投影することには懐疑的である。

しかし前章で確認してきたように、宋代は五代の「六代諸国」的状況の延長として捉えることができる時代であり、天下理念に対して実態が乖離した分裂・乱離の時代であった。そうであるならば、五代後周の後を受けて成立した宋朝が、五代中原政權の天下秩序を基礎に、この理念と実態が乖離した状況に対して整合性を与えようとしていたと考えることができるだろう。このような問題視角から、まず山崎「二〇二」第一章、第三章、第四章、結論の議論に沿って、五代中原政權の天下秩序の内実を確認し、その上で五代の事例との比較を通して、宋代にこの天下秩序がどのようにに継承されたのかを検討する。²³⁾

(1) 五代の「天下秩序」

改めて確認するが、五代十国という時代は天下理念に対して実態が乖離する特殊な時代であった。黄巢の乱以降、中国本土は唐代以来の正統を主張する中原政權（いわゆる五代王朝）と、それ以外（いわゆる十国）の独立政權が並存する状況となっていた。このような状況において、五代中原政權が十国諸国を実効支配することは実質的に不可能であった。すなわち、理念上では天下の一部を構成するはずの地域・勢力に対して、実効支配が及ばないという状況になっていたのである。このような、天下理念に対する実態の乖離を整合させるため、中原政權は冊封という形式で「爵

位」を授与し、定期的な貢納（「貢獻」「進奉」「上拱」）を課すことで、それを受け入れた政権を（かりに五代王朝の実効支配が及んでいなくても）天下の一部であると認めていた。

このような山崎の議論の重要なポイントは、爵位を基準に天下がいくつかのレベルに区分されていることである。より具体的に、中原王朝の爵制（国王―一字王―平王―二字王―郡王）に基づき、中原王朝の実効支配域の四辺境にそれぞれ東平王・西平王・南平王・北平王を設置して中国の内外を区切り、中原政権の実効支配外に対しては「国王」の爵位を与えることで天下の一部を構成していることを明示した。このうち①「平王」はあくまで「中国」の領域内であり、中原政権の実効支配が波及する地域、道制のしかれる地域であったため、「中国」内の州刺史任命は直接中央が下すものであった。これに対して、②「国王」として冊封される勢力は、独立的政治組織を持ち、「国」内の属州刺史任命権を持つ政治単位と位置づけられていた。さらに、③君主が「皇帝」を自称していた場合でも、中原王朝に対して自らを「国主」と称して「進奉」を行っていたら、建前上「国主」に統治を委任するという形式になり、中原王朝の天下の一部として認められていた。ここでは、この③關係を便宜上「皇帝―国主關係」と記述する。

（2） 平王以下

この五代中原政権の天下秩序を踏まえた上で、次にこの天下秩序が宋代にどのように継承されたのかを検討したい。⁽²⁴⁾既に述べたように、宋代においても五代の天下秩序と類似した事例を多く確認できる点は毛利が指摘している。毛利「二〇一一」がまず指

摘しているのは「平王」の存在である。確かに毛利が指摘する通り、宋朝は交趾君主に対して「南平王」、タングート平夏部の君主には「西平王」の爵位を与えている。

⁽²⁵⁾問題は、宋朝の爵制上で「平王」の地位が明確ではないことである。ただこの点に関しては、上述した「片倉一九七二」の研究が参考になる。再度確認することになるが、片倉は交趾君主への冊封から、授与される爵位の種類とその変移を検討し、基本的に一人の君主に対して、最初に「交趾郡王」が封爵され、次に「南平王」が封爵され、君主の死後に「南越王」が追贈されることを明らかにした。この点から、高位順に「南越王―南平王―交趾郡王」という序列が確認できる。すなわち宋代の「平王」は、五代同様に「郡王」の上で「王」の下に位置することがわかる。

さらに、「平王」を封爵された節度使は属州長官の任命権に関しても、五代と同様に宋朝側が保持していることになっている。

これが最も明確に表わされるのが、「南平王」の交趾・静海軍節度使である。⁽²⁶⁾前章で確認したように、宋代の節度使は管轄領域内が州で行政的に区分されており、節度州と属州による行政構造が想定されている。交趾・静海軍節度使の場合は少し変則的であり、節度州が設置される代わりに安南都護府が置かれており、節度使が都護として長官を務め、属州を管轄する行政構造が想定されていた。

宋朝は交趾管轄下の属州長官を任命するにあたって、交趾・静海軍節度使からの使者が送られてくる朝貢の機会を利用していた。具体的には、交趾が朝貢等で使者を派遣すると、宋朝はその使者

に文・武官の肩書きを与えて州刺史に任命するという形式をとっていた。これに対して交趾・静海軍節度使は州刺史の肩書きを持った使者を派遣してくることが多いため、たいていの場合はその州刺史の肩書きを宋朝が追認するという形式をとる。しかし、必ずしも全てを追認するわけではない。例えば、『宋会要』に、

〔大中祥符七年〕八月、〔交趾の〕李公蘊は使として知唐州刺史の陶頌を、副使として節度副使の呉懷嗣を派遣して土地の物産を入貢させた。……九月、陶頌を金紫光禄大夫・檢校司徒・使持節順州諸軍事・順州刺史・兼御史大夫・上柱国とし、安南静海軍節度行軍司馬の職に任じ、さらに德化県開国男・食邑三百戸を授けた。呉懷嗣は銀青光禄大夫・〔檢校〕司空・使持節澄州諸軍事・澄州刺史・兼御史大夫・上柱国とし、安南静海軍節度副使の職に任じ、さらに京兆県開国男・食邑三百戸を授けた。²⁷⁾

とあるように、交趾・静海軍節度使は「知唐州刺史」という肩書きの使者を派遣しているのに対して、宋朝側は敢えて「順州刺史」という異なる州の刺史に任命している。

このように宋朝は、交趾・静海軍節度使側が自称している州とは異なる州の刺史に任命する場合もある。そのため、(実態として交趾が従っているかどうかはともかくとして)属州長官の任命権は、形式上、宋朝側が保持していることになっていると考えられる。これは、宋朝が五代中原政権の天下秩序と同じ理念で、「平王」の爵位を冊封していたことを意味している。すなわち宋朝は、「平王」と冊封する節度使を、建前上では実効支配域の内に位置づけていたと考えることができる。

また、「平王」以下の爵位で冊封された節度使でも同様であったと考えられる。上述した節度使の中で「平王」以下の爵位が授与されている勢力はいくつかあるが、ここでは最も宋朝と政治的接点が多い青唐吐蕃・河西軍節度使を例に挙げる。宋朝が青唐吐蕃の君主(節度使)に対して冊封した爵位は、対西夏戦略という性格上、時期的な偏差が大きい。そのうち最も高い爵位で冊封したのは、対外積極政策を推し進め西夏との対決姿勢を強めていた宋神宗の統治期間である。このとき神宗は、青唐吐蕃の君主董氈を「武威郡王」として冊封している。²⁸⁾一方、それ以外の時期では、おおよそ「開国公」クラスの爵位で継続的に冊封を行っている。²⁹⁾

宋朝による青唐吐蕃・河西軍節度使が管轄する属州の長官任命は、「平王」の場合と同じく、朝貢等で使者が宋朝に派遣されてきた場合に行われている。例えば、熙寧一〇年に青唐吐蕃が進貢の使者を派遣した際、宋朝は鄯州に「節度使」を配置し、同時に属州である廓州・松州に「刺史」を配置している。³⁰⁾特徴としては、青唐吐蕃・河西軍節度使の場合、交趾・静海軍節度使とは異なっており、派遣されてきた使者が州刺史等の肩書きを自称していることが少ないことが挙げられる。また、宋朝側が団練使・防禦使のような使職の肩書きを割り振っている場合もある。いずれにせよ「平王」以下の場合も属州長官の任命権は宋朝側が保持していることになっていると考えられ、名目上は宋朝の実効支配の下に置かれていることになっていると考えられる。

(3) 「皇帝—国主関係」

次ぎに、「皇帝—国主関係」に関する類似点を見ていく。毛利

「二〇一」が指摘するように、この関係は宋朝と独立後の西夏との間に見られる。タングート平夏部では李徳明の死後に、後を継いだ李元昊が再び宋朝からの独立の機運を高めていく。当初、宋朝は李徳明と同様に、李元昊に対しても「西平王」として冊封していた。⁽³¹⁾しかし、一〇三八年に西夏が独立し、一〇四四年の「慶曆の和約」によって独立を認めざるを得なくなると、宋朝は従来の関係を改め、宋皇帝を「皇帝」とし西夏皇帝を「国主」とする「皇帝・国主関係」を結び直した。

五代の天下秩序の視点で考えれば、宋朝は時代状況に応じて西夏との関係を改めたが、西夏が宋朝の天下の内に位置づけられるということは変わっていないことになる。もちろん毛利の指摘する通り、宋朝・西夏間でやりとりされる文書の形式などは必ずしも五代の「皇帝・国主関係」とは一致しない。しかし、『宋大詔令集』に収録されている「賜西夏詔 慶曆四年（一〇四四年）十月庚寅」には、

敕す。〔李元昊が〕進上した誓表を閲覽するに、「……。」と述べている。委細承知した。朕は四海を統治して、領域を万里に広げており、西夏の土地もまた、代々報償として授けてきた。今そなたは忠心を示して悔い改め、信誓に示したのであるから、これを日月に誓い、これを鬼神に誓い、子々孫々に至るまで、永く変わることが無いようにせよ。心から上申したことを、朕はこれをとて喜ばしく思う。そなたの誓言は我が閲覧を賜ったのであるから、全て約束どおりにせよ。適切に国の人々を諭し、祖廟にこの書を収めよ。これ以降は、永く安寧を保つ

ように。⁽³²⁾

とあるように、宋朝は「四海を統治する（臨制四海）」という建前の下、建国後の西夏をも含めた天下を構想していることがわかる。さらに、同じく『宋大詔令集』に収録されている、同年一二月の「冊夏国主文」には、

慶曆四年歲次甲申・十二月戊子朔・二十四日辛亥。皇帝が仰るには、……。朕は春秋の信賞の法と、易象の巡りの常について考え、〔李元昊が〕悔い改めたことを喜び、特別な礼をもって迎えることとする。まして代々功績を継承し、かつてより臣服していたのだから、過去の功労を明らかにし、大いなる道理を実行するのは言うまでもない。それゆえに冊命を賜い、これに印綬を添えるのである。今、尚書祠部員外郎の張子奭を派遣して冊礼使に任じ、東頭供奉官・閤門祇候・延州都監の張士元は副使に任じ、天子の使者として冊命を持たせ、そなたを大夏国主とし、永く宋の藩輔とする。祖先の事業を受け継ぐに孝にまさるものは無く、主君に仕えるに忠にまさるものは無い。人を治めて争いを禁じ、そなたの事業を保つように。朕は西辺の地域が安定したことを決して忘れない。大いに慎んで事にあたるように。我が命令を拝受したのであるから、〔そなたが〕敬意を表さないでいられようか。⁽³³⁾

とあるように、その天下において西夏は宋朝の「藩輔」という位置づけになっていたことがわかる。ここでは、「藩輔」とは宋朝を守る重臣ということの意味していると考えられ、あくまで夏国主は宋皇帝の臣下ということになる。すなわち、宋朝は西夏の独

立という事態に対して、西夏との関係を五代中原皇帝と「国主」との関係にすり替えることで、あくまで宋朝の天下の「内」における位置づけの変化と解釈していたのである。

(4) 国王

最後に、「国王」として冊封される節度使との関係を検証する。宋代において「国王」号によって冊封する事例は、宋朝の成立初期における高麗への事例以降、じつは北宋末の徽宗期になるまで確認できない。徽宗期(一一〇〇―一一二六年)、東南アジア・中国西南諸国を節度使に任命する際に、「国王」という形式での冊封が始めて確認できる。以降、北宋末から南宋期にかけて、大理や占城、真臘、闍婆といった国に対して「国王」号を封爵する事例が確認されるようになる。これらの地域・勢力には節度州の存在は明記されているものの、州刺史等の属州長官の任命が行われていないことが特徴である。

既に述べたように、宋朝側ではこれらの節度使の管轄領域には、属州にあたるものが存在していると考えていた。しかし、「国王」に封じられた節度使から朝貢等で使者が派遣された場合でも、その管轄内の属州に対して、宋朝が刺史等の地方長官を任命したという記述は管見の限り確認できない。さらにいえば宋朝は、淳熙元年に交趾を「安南国王」の爵号で冊封するが、これ以降においても、宋朝が属州長官を任命した事例は管見の限り確認できない。以上の点から考えるに、宋代においても「国王」という爵号で冊封された節度使は、五代の事例と同様に、属州長官の任命権などを持った独立した政治組織として認められていたと考えられるだ

ろう。

(5) 嗣国王・国王嗣子・国主嗣子

外国への冊封の中に、「嗣国王」「国王嗣子」「国主嗣子」という「嗣」「嗣子」という語が付せられた爵位(あるいはそれに準じる称号)がある。「嗣」「嗣子」という表現から、基本的には君主の世代交代の際に用いられると考えられ、「国王」「国主」と同じく宋朝からの一定の独立性を認められた爵位だったのではないかと推測される。また宋朝の爵制では「王」の下に「嗣王」が存在するため、「国王」「国主」より下位に位置づけられることも想定できる。しかし、実際の冊封で用いられる条件は明確ではない。そのため、若干ながら検討しておく必要があるだろう。実際の用例としては『宋会要』に次の様にある。

淳熙元年七月三日、「占城国の使者は、臨安まで来ることを免除する。泉州には法に従って歓待させ、表章は直ちに通鋪によつて届けさせよ。〔その表章が〕到着するのを待ち、学士院に敕書を降させて回答する。」と詔が降された。福建路市舶張堅が「占城国の進奉使楊下薩達麻翁畢頓・副使教領離力星翁令・判官霞羅日加益王遲惻は当役所に到着し、蕃首である鄒亜娜の表章一通、並びに進奉物一本を、一つの銀筒にまとめて提出し、朝見に赴くことを嘆願しております。」と報告してきた。そのためにこの詔が降されたのである。まもなく十二月二十三日に、学士院が「乾道三年(一一六七)に、占城の鄒亜娜は進奉し、〔その時は〕『占城嗣王』と呼びました。今、鄒亜娜は依然として過去に正式に『国王』の爵位を」授けていないので、朝廷が

冊命を授けるにあたって直ちに『国王』と呼ぶのは難しいです。」と報告した。皇帝から命令があり、学士院に『占城嗣国王』の呼称で回答させた。⁽³⁴⁾

この史料では、占城蕃首が提出してきた表章に対して、どのような呼称で返答するかが問題となっており、以前の段階で「国王」が授けられていなかったために「占城嗣国王」と呼称することが決定している。一方で、占城蕃首とされる鄒亜娜を「占城嗣王」とした乾道三年の朝貢は、『宋会要』で次ぎのように確認することができる。

九日、中書門下省が言うに「……。まもなく臣僚が『先代の占城王はすでに亡くなっており、鄒亜娜が継承いたしました。もし礼物をもって入貢したのであれば、当然に封爵について議論するべきです。』と言っております。〔しかし〕すでに大食が〔占城に対して〕訴訟を起こしており、直ちには詔を降しがたいです。〔提挙市舶司の〕程祐之に命令して、大食の訴訟について市舶司から牒で原因を報告させ、〔占城が〕再度礼に従って入貢するのを待ち、その後〔鄒亜娜に〕敕書を賜って告命を降しましょう。」とのことである。その通りにさせた。⁽³⁵⁾

この史料によれば、先代の占城国王が亡くなっており、鄒亜娜が後継者として入貢していたので、鄒亜娜への封爵が議論されるべきであったとされている。しかし、大食との間で訴訟問題が発生していたので保留されたようである。そのため、淳熙元年（一一七四）の入貢の際に鄒亜娜への呼称が問題になったのである。

また「国王嗣子」に関しては『宋会要』に次の様にある。

〔淳熙〕三年八月二十四日、宰執は「安南国に曆を賜い、勅書を降すべきでしょう。李天祚は亡くなり、その子供はまだ封爵されていないので、『賜安南国王嗣子龍輪敕書』⁽³⁷⁾としたいと存じます。」と奏上してきた。その通りにさせた。

この史料では、安南への勅書に記載する呼称が問題になっている。それによれば、先代国王である李天祚が亡くなっており、継承者の李龍輪はまだ封爵されていなかったたので、勅書には「安南国王嗣子」と記載することになったようである。

以上より、「嗣国王」や「国王嗣子」のような「嗣」「嗣子」という表現が付けられた爵位は、冊封を受けた国王・国王が世代交代し、その後継者が正式に封爵されていない状況において、勅書等で表記する必要がある場合に用いられるものであると言えるだろう。

ここまで五代中原政権の天下秩序と天下のレベル区分を念頭に、宋朝が五代以来の天下の実態での分裂・乱離を、理念の上でいかに再構築していたのかという問題を検討してきた。結果として、「皇帝・国王関係」における文書形式や、「嗣国王・国王嗣子・国王主嗣子」という臨時的な爵位など、若干の変化はみとめられるものの、基本的に、宋朝は五代中原政権の天下秩序や天下のレベル区分を、「未回収の中国」との間に継承することで、天下理念に対する実態での乖離を整合させていたことが明らかになった。すなわち宋朝は、西夏や各節度使との関係を、五代中原政権と十国諸国との関係になぞらえることで、自身の天下を理念上で再構築していたのである。

第四章 周辺国にとっての宋朝の天下理念

最後に、天下秩序によって天下の中に組み込まれる側の主体性について検討しなければならない。西嶋は冊封による爵制的秩序の付与を媒介にした中国中心の国際秩序を「冊封体制」と定義した。しかし西嶋の「冊封体制論」は、金子修一「二〇〇一・六頁」の言葉を借りれば「中国と周辺諸国との関係を中国王朝の立場から説明する論理」であり、その国際体制に周辺諸国がどれほど主体的に関わっていたのかという批判の下、様々な議論が日本史や朝鮮史、中央アジア史の学界から提起されてきた³⁸⁾。一方で、宋代では冊封研究そのものの低調もあり、宋朝の冊封に言及してきた外国史研究も含めて、冊封を受ける側の論理は積極的には議論されてこなかった。

もちろん天下秩序とは、中国王朝の天下理念を可視化するためのものであり、西嶋が構想した「冊封体制」のように、中国を中心に周辺国間の関係をも規定するような国際体制ではない。そのため、冊封体制以上に中国王朝の主観という側面は大きいといえる。しかし、それは天下秩序が実態に対して何の影響もないということの意味するわけではない。山崎「二〇一〇・一九頁」が指摘しているように、理念と実態は相互に作用することで現象としてあらわれるのである。すなわち、理念が実態に働きかけることで発生する現象があるということの意味する。例えば、宋太宗による交趾への遠征の背景には、北部ベトナムを天下の一部として捉え、天下統一の一環として回収しようという意志があったことが

指摘されているように、理念に実態を整合させようとする動きもあるのである。また、これは決して政治・軍事的な現象に留まらない。朝貢に対する回賜品やその他の賜品の量・価値の待遇差など、経済的な現象としても表れるだろう。

確かに、全ての理念が現象として具体的に表出するわけではないし、全ての具体的現象の背景に理念があるわけでもない。しかし、理念の持つ表出可能性は周辺国にとっても利用可能なものである。特に、「節度使」や「刺史」という肩書きを主張することは、宋朝に対して地域の実効支配をアピールすることになり、同時に宋朝の天下の内に位置づけられることで、脅威となる周辺勢力を牽制することにもなっていたと考えられる。

例えば、交趾と宋朝との境界に位置する広源州で勢力を持っていた儂智高は、「広源州節度使」を自称して交趾に反乱を起こすと、「刺史」に任命するよう宋朝に要請している³⁹⁾。さらに河原「九八四…第一篇第三章第一節」が指摘しているように、宋朝へ侵攻した儂智高は、宋仁宗に対して自身を「邕桂七州節度使（邕桂節度使）」に任命すれば降伏すると通告している⁴⁰⁾。宋の領域内へ侵攻するにあたって、儂智高は広州を占領し「王」を名乗ることを決意しており⁴¹⁾、最終的には中国東南地域で独立勢力を築くことを目的にしていた。結果として広州の占領はならず「王」を称することもかなわなかったが、降伏の条件として提示された「邕桂七州節度使」への任命は、宋朝に対して同地域の実効支配を認めさせる意図があったと言っても過言ではないだろう。すなわち、宋朝の天下の中に入ることを条件に、宋朝に対して一定の独立性

を公認させようとしていたと考えられる⁴²⁾。

このように、天下理念や天下秩序は宋朝の主観の中だけで完結するものではなく、周辺諸国にとっても利用価値のある政治的ツールとなることも少なくなかったと考えられる。この点について桃木「二〇一―二四」―「四三頁」は、交趾が宋朝に使者を送る際に、敢えて州刺史の肩書きを持たせている点に注目し、当該地域の実効支配を宋朝側に誇示し、同時に中国の認知を当該地域の支配に利用する狙いがあったのではないかと述べる。そして交趾にとって、宋朝に対して都護・節度使・刺史といった建前を用いることで、同地域における唐代以来の政治的・経済的基盤を確保することが重要だったことを指摘している。すなわち周辺諸国にとって、宋朝の天下秩序を共有し、宋朝の天下の中に自らを位置づけることは、独立勢力としての政治・経済的基盤を確保するための一手段となっており、その点で重要な利用価値があったのである。

結論

本稿では、五代と宋代の連続性を念頭に、宋朝が周辺諸国に対して冊封によって授与する「節度使」号と「爵位」の政治的意味を検討し、宋朝による天下理念の再構築の一端を明らかにしてきた。第一章では、周辺勢力に対する「節度使」への任命に注目し、節度使として冊封された対象や、宋朝が対象勢力に対して想定する行政構造を検討した。その結果多少の偏差はあるものの、宋朝は対象勢力の支配領域を節度使の管轄領域として見なし、その管

轄領域内には節度使が直接統治する「節度州」や「都護府」と、刺史等が統治する「属州」という唐五代以来の行政構造が想定されていたことを明らかにした。

第二章では、一九七〇年代以降ベトナム史で提示・展開されていた議論を念頭に、宋朝の周辺に存在する節度使の由来・成り立ちを検討した。その結果、近年の五代史の研究動向である「五代十国」という枠組みの見直しは、交趾やタングート平夏部等の周辺勢力をも含めた「六代諸国」として拡大させる方向で考えるべきであること、そして宋代の節度使とは、宋朝が実質的に統一できなかった五代以来の「未回収の中国」であったことを明らかにした。このことは、宋朝は天下を統一できておらず、宋代とは宋朝の周囲に未回収の群雄が割拠する「六代諸国」的状況が継続していた時代だったことを意味していた。

第三章では、冊封による各節度使への爵位の授与に注目し、五代中原政権の天下秩序を念頭に、「六代諸国」的状況の継続という天下理念に対して実態が乖離する状況を、宋朝がいかに整合させていたのかという問題を検討した。その結果、宋朝は五代中原政権の天下秩序を、「未回収の中国（＝節度使）」との関係の中に継承することで、自身の天下理念を再構築していたことが明らかになった。

第四章では、宋朝の天下理念や天下秩序が宋朝の主観で完結するものではなく、周辺勢力にも共有される可能性を検討した。結果、周辺勢力にとって宋朝の天下理念や天下秩序を共有することは、一勢力としての政治・経済的基盤を確保するという重要な意

味を持っていたことを改めて確認した。さらに、それらを共有することが宋朝の政治的支配下に組み込まれるということと同義なではなく、むしろ宋朝の理念を巧妙に利用しながら実効支配を排除して、実質的な独立を達成することにつながっていたことを指摘した。言うまでもないが、このような視角は中国古代史において既に多く議論されていることであり、また宋代史にあって決して東南アジアとの関係に限定される議論ではない。「完全なる自立」か「完全なる服属」という二者択一的な議論を越えて、宋朝の天下理念や天下秩序を共有することの意味を、東部ユーラシアに位置する各国の歴史研究でも問うべきである。

以上の結果から浮かび上がる宋朝像とは、①五代以来の「六代諸国」的状况を実態として統一できていない「未完の統一王朝」としての宋朝であり、②その実態において分裂している天下を理念上で再構築しつつ、その中に西夏や大理国、さらには東南アジアまでをも位置づけてしまう「理念の統一王朝」としての宋朝である。

従来の中国史では、宋朝は黄巢の乱以来の中国本土の分裂を平定し、九七九年に「再統一」を成し遂げ、軍事や地方行政の中央集権化をおし進めたとされてきた。特に軍政面では、中国分裂の要因とされた節度使を解体し、新たに枢密院直轄の禁軍を設置して中央管理体制を整備したと理解され、解体された節度使は名称だけを残して地方官の名誉職となったというのが一般的な見解であった。近年積極的に宋代中国の相対化を行っている東部ユーラシア論者たちも、このような中国史のナラティブを自明のものと

し、「統一」王朝としての宋代中国像を見直すことはなかった。

しかし本稿で見てきたように、実際は一部の節度使は解体されずに存続し、さらには新たな節度使の設置も確認することができ。これまで、宋朝は九七九年に北漢を倒して「再統一」を成し遂げたとされ、このような節度使は「外国」を対象に設置された名目的なものにすぎず、国内における節度使の解体とは矛盾しないとされてきた。確かに、概して宋朝による「外国」の節度使への実質的な干渉はなく、在地勢力の首長に肩書きとして与えて統治を委任する羁縻政策の一つにすぎないという理解も間違いではないと思う。だが改めて唐・五代の視点から考えてみれば、中央政権の影響が及んでいるか否かに関わらず、本来の節度使は中国王朝の「内」に設置されるものであり、羁縻政策の一環だとしても外国を対象とするのは非常に奇妙な現象である。

この背景には、従来の中国史が中唐以降の節度使に代表されるような使職の拡散を、宋朝という中央集権的王朝が登場するまでの過渡期として位置づけてきたために、結果として宋朝の「内・外」がアブリオリに設定されてきたという原因がある。つまり、これまでは宋初における節度使の解体を最終地点とし、その前提の下で政治・軍事面での中央集権化という文脈の中に節度使を位置づけてきたため、必然的に宋朝の外縁に存在する節度使は、羁縻政策という「例外」として位置づけられざるを得なかったのである。⁴⁴⁾

これに対して本稿は、宋朝の周辺に存在する節度使は宋朝の天下の内に位置しており、唐・五代以来の節度使と同質のものであ

ることを明らかにした。つまり宋代の節度使は、決して唐・五代から切り離された「例外」ではないのである。今後は、節度使に代表される使職が存在した中唐から元豊・政和の官制改革までのおよそ三百年間を、中国官制史上の一区分として、その存在の歴史の意味を改めて問い直す必要があるのではないだろうか。

なお、本論文では宋朝と唐・五代との関連性に焦点を絞って論を進めてきたため、宋代での天下理念・天下秩序の変化とその要因にまでは十分に言及できなかった。例えば、一〇三八年の西夏独立にともなう「平王」から「皇帝—国主関係」への切り替えや、徽宗期（一一〇〇—一二六年）以降における、大理や東南アジア諸国を対象にした「国王」型節度使の設置と、それにとまなう宋朝の天下理念の拡大など、宋朝の天下理念・天下秩序は流動的であり動的な側面を持っている。しかし紙幅の関係もあり、このような天下理念・天下秩序の変動とその背景に関しては、別稿にて改めて論じることとする。

また最後にはなるが、本稿が示した周辺国をも自身の天下の内に位置づけてしまうような宋朝像は、「唐宋変革」論をはじめとした従来の宋代史が想定してきたような民族主義的で「内向的」なものとは全くことなり、むしろ開放的で外向的な王朝であったともいえるようなものであった。⁴⁹⁾ 結局、かつての宋代政治外交史では、遼・金・西夏といった西北方勢力との関係があまりにも重視されてきたため、国際関係における外国の優位性が過度に強調され、結果として宋朝の内向的な側面に注目が集まってきたのである。このような宋朝の政治・文化的な内向性という見方に対し

て、近年では東部ユーラシア論をはじめとした、従来の中国史という枠組みにとられない視点から見直しが迫られている。しかし、東南アジアやそれに連なる中国西南の諸勢力との関係を見直し、従来の対外関係史の中に組み込むことで、宋代中国史という枠組みの中でもなお、必ずしも「内向的」という見方だけでは捉えきれない、宋朝の多元的な性格を見出すことができるのではないだろうか。

文献目録（和文および中文）

- 飯山知保・久保田和男・高井康典行・山崎寛士・山根直生 二〇〇九
『宋代中国』の相対化』宋代史研究会（編）『宋代中国』の相対化』汲古書院 一一—一頁。
- 青山 亨 二〇〇一「東ジャワの統一王権—アイルランガ政権からクディリ王国へ—」石澤良昭（編）『東南アジア古代国家の成立と展開』（岩波講座 東南アジア史 一） 岩波書店、一四一—一六七頁。
- 石澤良昭 二〇〇一「アンコール・クメール時代（九—一三世紀）」石澤良昭（編）『東南アジア古代国家の成立と展開』岩波書店、五五—八八頁。
- 岩崎 力 一九七四「西涼府潘羅支政権始末考」『東方学』四七、二五—四一頁。
- 一九七五「西涼府政権の滅亡と宗哥族の発展」鈴木俊先生古稀記念東洋史論叢編集委員会（編）『鈴木俊先生古稀記念東洋史論叢』山川出版社、七三—八八頁。
- 一九七八「宗哥城响厮囉政権の性格と企図」『中央大学 アジ

ア史研究』二、一五八—一六六頁。

一九八六「西夏建国と宗哥族の動向」中村治兵衛先生古稀記念
東洋史論叢編集委員会（編）『中村治兵衛先生古稀記念 東
洋史論叢』刀水書房、九一—一二〇頁。

一九九〇「西夏建国とタングート諸部族」『中央大学 アジア
史研究』一四、一—四三頁。

二〇一二「李繼遷の登場—李繼遷の建国運動始末（その一）」
『中央大学 アジア史研究』三六、一三—一六四頁。

二〇一五「李繼遷の外交戦略—李繼遷の建国運動始末（その
二）」『中央大学 アジア史研究』三九、一—四四頁。

上西泰之
一九九六「北宋期荊湖路「溪峒蠻」地開拓について」『東洋史
研究』五四—四、二八—七〇頁。

一九九九「宋代西南の少数民族—北宋期の溪峒蠻政策につい
て」クリスチャン・ダニエルス編『少数民族の謎の歴史』

遠藤正之
（アジア遊学 九）勉誠出版、五一—五七頁。

一九九六「二〇—一五世紀チャンパ王国の構造」『東洋史学論
集』（立教大学文学研究科史学専攻）二、七三—九一頁。

岡崎精郎
一九七二『タングート古代史研究』東洋史研究会。

岡田宏二
一九九三『中国華南民族社会史』汲古書院。

小川 博
一九五七『宋代の儂智高の事蹟』私家版。

片倉 穰
一九七二「ベトナム・中国の初期外交関係に関する一問題—交
趾郡王・南平王・安南国王等の称号をめぐって」『東方学』
四四、四〇—一〇五頁。

金子修一
二〇〇一『隋唐の国際秩序と東アジア』名著刊行会。

河原正博
一九八四『漢民族華南発展史研究』吉川弘文館。

川本芳昭
二〇一五『東アジア古代における諸民族と国家』汲古書院。

衣川 強

一九九六「南宋王朝をめぐる国際関係—時代の俯瞰図」宋元時
代史の基本問題編集委員会（編）『宋元時代史の基本問題』
『中国史学の基本問題』シリーズ二二 汲古書院、四三—六七
頁。

黄純艶

二〇一三「宋朝対境外諸国と政権的冊封制度」『厦門大学学報
（哲学社会科学版）』二一八—四、二一八—一三八頁。

妹尾達彦

二〇一四『宋代朝貢体系研究』商務印書館。
一九九七「都市の生活と文化」魏晉南北朝隋唐代史の基本問題
編集委員会（編）『魏晉南北朝隋唐時代史の基本問題』（中
国史学の基本問題）シリーズ二二 汲古書院、三六五—四四二
頁。

祝啓源

二〇一〇『青唐盛衰 唃廝囉政權研究』青海人民出版社。

檀上 寛

二〇一三『明代海禁—朝貢システムと華夷秩序』京都大学学術
出版会。

塚田誠之

一九八三「唐宋時代における華南少数民族の動向—左・右江流
域を中心に」『史学雑誌』九一—三、四〇—六六頁。

土肥（草野）

祐子 二〇〇五「占城の南宋期乾道三年の朝貢をめぐる—
大食人烏師點の訴訟事件を中心に」『史艸』四六、七二—一
〇六頁。

土肥義和

一九八〇「帰義軍（唐後期・五代・宋初）時代」榎一雄（編）
『敦煌の歴史』（講座敦煌 二）大東出版社、二二三—二九六
頁。

西嶋定生

二〇〇二『西嶋定生 東アジア史論集』（第三卷）岩波書店。

廣瀬憲雄

二〇〇八「古代東アジア地域対外関係の研究動向—『冊封体
制』論・『東アジア世界』論と『東夷の小帝国』論を中心に」
『歴史の理論と教育』一二九—一三〇合併号、三一—一五頁。

二〇一二「東アジア世界論の現状と展望」『歴史評論』七五、一四—二三頁。

深見純生

一九八七「三仏齊の再検討—マラッカ海峡古代史研究の視座転換」『東南アジア研究』二五—一、二〇五—一二三頁。

二〇〇一「海峡の覇者」石澤良昭（編）『東南アジア古代国家の成立と展開』岩波書店、一一五—一三九頁。

藤枝 晃

一九四一—一九四三「沙州帰義軍節度使始末（一）（二）（三）（四・完）」『東方学報』（京都）二二三、五八—九八頁、一二四、四二—七五頁、一三一—、六三—九五頁、一三—一二、四六—九八頁。

古松崇志

二〇一一「一〇—一三世紀多国並存時代のユーラシア東方における国際関係」『中国史学』一二、一一三—一三〇頁。

毛利英介

二〇一一「書評」山崎覚士著『中国五代国家論』『東洋史研究』七〇—三、六九—七九頁。

桃木至朗

一九九四「ベトナムの「中国化」」池端雪浦（編）『変わる東南アジア史像』山川出版社、一〇九—一二九頁。
一九九六『歴史世界としての東南アジア』（世界史リブレット 一一）山川出版社。

一九九九 a 「南の海域世界—中国における南海交易と南海情報」『中華の分裂と再生』（岩波講座 世界史 九）岩波書店、一〇九—一三〇頁。

一九九九 b 「新しい歴史—東南アジアとチャンバから」桃木至朗・樋口英夫・重校豊（共著）『チャンバ 歴史・末裔・建築』めこん、一一—九六頁。

二〇〇一「唐宋変革とベトナム」石澤良昭（編）『東南アジア古代国家の成立と展開』岩波書店、二九—五四頁。

未完の「統一」王朝（遠藤）

二〇一一『中世大越国家の成立と変容』大阪大学出版会。

山内晋次

二〇〇三『奈良平安期の日本とアジア』吉川弘文館。

山崎覚士

二〇一〇『中国五代国家論』思文閣出版。

二〇一三「五代十国史と契丹」荒川慎太郎・高井康典行・渡辺健哉・澤本光弘編『契丹「遼」と一〇—一二世紀の東部ユーラシア』（アジア遊学 一六〇）勉誠出版、三四—四三頁。

李華瑞

二〇一〇『宋夏関係史』河北人民出版社。

劉復生

二〇一〇『西南史地與民族 以宋代為重心的考察』巴蜀書社。

渡辺信一郎

二〇〇三『中国古代の王權と天下秩序—日中比較史の視点から』校倉書房。

文献目録（欧文）

Anderson, J. A. (1999) *Frontier Management and Tribute Relations along the Empire's Southern Border: China and Vietnam in the 10th and 11th Centuries*, Ph. D. dissertation at University of Washington.

Fairbank, J. K. (1968) The early treaty system in the Chinese world order. In J. K. Fairbank (eds) *The Chinese world order*: 257–275. Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.

Momoki, S. (2011) "Mandala Champa" Seen from Chinese Sources. In T. K. Phuong & B. M. Lockhart (eds) *The Cham of Vietnam History, Society and Art*: 120–137. Singapore: NUS Press.

Vickery, M. (2010) A Short History of Champa. In A. Hardy, M. Cucarzi and P. Zolse (eds) *Champa and the Archaeology of My Son (Vietnam)*: 45–60. Singapore: NUS Press.

Vickery, M. (2011) Champa Revised. In T. K. Phuong & B. M. Lockhart (eds) *The Cham of Vietnam History, Society and Art*:

363-420. Singapore: NUS Press.

Wolters, O. W. (1982) *History, culture and region in Southeast Asian perspective*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studie.

註(1) 海外の研究動向や、東部ユーラシア論の動向は「古松二〇一一」

「廣瀬二〇一二」を参照。

(2) 例えば、出版当時における中国史学界の一つの到達点とも言える『宋元時代の基本問題』において、宋朝の国際関係の主な対象は遼・西夏・金・元であり、それ以外の民族や国家はそれほど重大な存在でなかったとまで言い切られている「衣川一九九六・四三頁」。また近年の東部ユーラシア論においても、山内晋次（例えば、「山内二〇〇三」）等の一部の日本史研究者を除けば、実際の研究において地域としての東南アジアだけでなく、東南アジア史側の先行研究や史料を視野に入れて、具体的な議論を展開している者はほばいない。

(3) 本稿が扱うのは天下の理念的な空間構成がいかに構築されるのかという動的な問題であり、天下が構造的にいかに認識されているかという静的な「天下観念」の問題ではない。天下観念に関しては渡辺信一郎「一〇〇三：三三―六七頁」が、天下とは「禹迹『九州』と觀念的に理解され、実体としては現実には共有される法令に基づき、王朝の統治機構と戸籍・地図の編成によって実効的に支配される領域であり、天に統治を委任された天子と、天子のもとに均一に統治される生民によって成り立つ公共空間であると定義しており、「天下」実効支配域「行政単位の設置域」という見解を提示している。天下観念（あるいは天下観）に関して、本稿は基本的に渡辺の見解に従うものとする。

(4) 『宋会要』蕃夷五―三、瓜沙二州、大中祥符七年四月条。

(5) 『宋会要』方域二―一七、西涼府、咸平六年二月条。

(6) 『宋大詔令集』卷三三九、唃廝囉保順河西等軍節度使制康定二年正月乙未。または、『宋会要』蕃夷六一三、唃廝囉、康定二年正月一日条。

(7) 【表】からもわかるように、節度州が置かれる地域によって軍額が変わる場合もある。

(8) 中国西南の地理・政治状況は「上西一九九六、一九九九」[岡田一九九三]「河原一九八四」[塚田一九八三]「劉復生二〇一〇」を参照。儂智高の反乱に関しては「小川一九五七」[河原一九八四：第二編第三章第一節] [岡田一九九三：第三編第五章] [Anderson 1999]等を参照。

(9) 『宋史』卷四九六、列伝第二五五、蛮夷四、黔涪施高徽外諸蛮、熙寧元年条。同、熙寧三年条。

(10) 『宋会要』蕃夷四―八〇、占城、紹興二五年（一一五五）二月六日条。

(11) 『宋会要』蕃夷四―五八、大理国、政和七年五月五日条では「大理王」として冊封されている。しかし、『文献通考』卷三二九、四裔考六、南詔、政和七年条や『宋史』（卷二二、本紀第二二、徽宗、政和七年二月癸亥条）等、この冊封を記録するその他の史料は全て「大理国王」と記している。そのため、本稿では「大理国王」と判断する。

(12) 『文献通考』卷三三二、四裔考九、真臘、宣和二年条（小文字は原注）。

宣和二年、又遣使來、朝廷封其王與占城等。其年授占城王檢校司空・兼御史大夫・懷遠軍節度使・琳州管内觀察處置等使、封占城國王。其後又加封邑。

(13) 『宋会要』蕃夷三一四、五、真臘、建炎三年条。

光堯皇帝建炎三年正月十日、制「大同軍節度・雲州（管）（館）内

觀察処置等使・金紫光祿大夫・檢校司空・持節雲州諸軍事・雲州刺史・兼御史大夫・上柱國・真臘國王・食邑二千四百戸・食〔實〕封一千戸金裏寶深、可特受檢校司徒、加食邑一千戸・實封四百戸。」

(14) 『宋会要』蕃夷四一七四、占城、建炎三年正月十日条。『宋会要』蕃夷三一四、五、真臘、建炎三年条。および、『宋会要』蕃夷四一四二、交趾、紹興二年三月八日条。

(15) 『宋史』卷四八九、列伝第二四八、外国五、闍婆國・毗南国、建炎三年条。あるいは、『文献通考』卷三三二、四裔考九、闍婆、建炎三年条。

(16) 前近代の東南アジア的国家の一般的特質に関する議論は複数あるが、近年ではウォルタース〔Walters 1982〕の「ベンガラ国家」が最も一般的な枠組みとして認識されている。各議論の概要は「桃木一九九六・五五―六六頁」を参照。地域別には、占城は「遠藤一九九六」「桃木一九九九b、二〇〇一」〔Vickery 2010, 2011〕〔Momoi 2011〕、三仏齊は「深見一九八七、二〇〇一」、真臘は「石澤二〇〇一」、闍婆に関しては「青山二〇〇一」を参照。

(17) 『宋会要』蕃夷四一六一、占城・蒲端条。

其地東西七百里、南北三千里。南曰施備州、西曰上源州、北曰烏里州。國無城郭、有百餘村、村落戸三百、或至七百、亦有縣鎮之名。

(18) 『大越史記全書』外紀、卷之五、吳紀、甲寅四年（九五四）条。

(19) 『宋会要』蕃夷四一二〇、交趾、開宝六年（九七三）四月条。

(20) 『宋会要』蕃夷四一二四、交趾、雍熙三年（九八六）十月条。

(21) 『宋史』卷四八五、列伝第二四四、外国一、夏国上、景德三年条。

(22) 山崎「二〇一〇」第一章は、『旧五代史』には「十国」という枠組みが示されていないのに、『五代史記』（『新五代史』）には存在している点を挙げ、五代が終わって百年ほど経た後に「十国」という枠

組みが規定されたと指摘する。

(23) 山崎「二〇一〇」第三章は「平王」「国王」「皇帝」「国王関係」以外に「真王」という肩書きによる天下の段階区分を指摘している。氏の議論では、「真王」は主に呉越国王に与えられ、他の「国王」よりも高い地位であることを示していた。毛利「二〇一一」が指摘するように、宋代でも「真王」は交趾やタングート平夏部、高麗において確認できる。しかし宋代では、「真王」は「平王」と併用される形式で与えられるため、必ずしも五代の事例と一致しない。そのため、宋代の「真王」に関しては今後の課題としておきたい。

(24) なお宋代における貢献活動に関しては、紙幅の問題により別稿で検討しようと思う。

(25) 王―嗣王―郡王―國公―郡公―開國公―開國郡公―開國縣公―開國侯―開國伯―開國子―開國男（『宋史』卷一六九、志第一二、職官九、爵一二条）。

(26) 一方、タングート平夏部の「西平王」の場合、李繼遷の抵抗以後も遼との接近を図るなど宋朝からの独立志向が強かったため、宋朝が属州の長官を任命した事例は確認できない。「西平王」以前の段階では、至道三年（九九七）から咸平元年（九九八）に、それまで抵抗してきた李繼遷が宋朝との関係を回復した際、宋朝が彼の弟である李繼瑗を「亳州防禦使」に任命している事例が確認できる（『宋史』卷四八五、外国一、夏国上、咸平春条）。

(27) 『宋会要』蕃夷四一三〇、三二、交趾、大中祥符七年（二〇一七）八月条。

八月、公蘊遣使知唐州刺史陶碩・副使節度副使呉懷嗣以方物入貢。……九月、以陶碩為金紫光祿大夫・檢校司徒・使持節順州諸軍事・順州刺史・兼御史大夫・上柱國、充安南靜海軍節度行軍司馬、仍封德化

縣開國男・食邑三百戸。吳懷嗣為銀青光祿大夫・檢校 司空・使持節澄州諸軍事・澄州刺史・兼御史大夫・上柱國、充安南靜海軍節度副使、仍封京兆縣開國男・食邑三百戸。

(28) 『宋会要』蕃夷六一一七、吐蕃、元豐五年(一〇八二)二二日条。および、『統資治通鑑長編』卷三三三、元豐五年二月癸酉条。

(29) 例えば、『宋会要』蕃夷六一一九、吐蕃、元祐元年(一〇八六)二月二二日条や、『宋会要』蕃夷六一三〇、吐蕃、紹聖四年(一一〇九)正月五日条では「寧塞郡開國公」と冊封されている。また、『宋会要』蕃夷六一三八、吐蕃、元符三年(一一一〇)三月二二日条では「武威郡開國公」、『宋会要』蕃夷六一四〇、吐蕃、崇寧元年(一一一〇)二月二二日条では「燉煌郡開國公」として冊封している。

(30) 『宋会要』蕃夷六一一三、吐蕃、熙寧一〇年十一月二三日条。同一二日条。

(31) 『宋大詔令集』卷二三三、趙元昊靜難軍節度西平王制明道元年十一月癸巳。

(32) 『宋大詔令集』卷二三三、賜西夏詔慶曆四年十月庚寅。

敕。省所進誓表、稱「……」具悉。朕臨制四海、廓地萬里、西夏之主、世以為昨。今乃納忠悔吝、表於信誓、質之日月、要之鬼神、及諸子孫、永無渝變。申覆懇至、朕甚嘉之。俯聞來誓、一皆如約。所宜明諭國人、藏書祖廟。自今以往、永保安和。

(33) 『宋大詔令集』卷二三三、冊夏國主文。

維慶曆四年歲次甲申・十二月戊子朔・二十四日辛亥。皇帝若曰、……朕惟春秋功除之法、易象復順之常、嘉其自新、待以殊禮。況繼世維烈、委質有初、推顯舊勞、開迪大順。是用錫以典策、副之印綬。今遣尚書祠部員外郎張子奭充冊禮使、東頭供奉官・閣門祇候・延州都監張士元充副使、持節冊命爾為大夏國主、永為宋藩輔。夫濟美莫若孝、

奉上莫如忠。保人禁暴、克綏爾功。朕固不忘底定於西陲也。往欽哉。其光膺龍命、可不慎歟。

(34) 『宋会要』蕃夷四一八三、占城・蒲端、淳熙元年七月三日条。

淳熙元年七月三日、詔「占城國使人、免到闕。令泉州如法管待、表章令先次入通前來。候到、(令)(今)學士院降敕書回答。」福建路市舶張堅言「占城國(進)奉使楊卜薩達麻翁畢頓・(副)(付)使教領離力星翁令・判官霞羅日加益王遲惻到本司、齎出蕃首鄒亞娜表章一通、并進奉物數一本、共一銀筒、稱願赴朝見。」故有是詔。既而十二月二十三日、學士院言「乾道三年、占城鄒亞娜進奉、稱為「占城嗣王」。今鄒亞娜既未嘗正授、朝廷封冊難以便稱國王。」有旨、令學士院以「占城嗣國王」稱呼回答。

(35) 『宋会要』蕃夷四一八二、八三、占城・蒲端、乾道四年三月九日条。

九日、中書門下省言「……既而臣寮言『占城故王既死、鄒亞娜承襲。若以禮入貢、則當議封爵。』既大食爭訟、難即降詔。乞令程祐之以大食爭訟、從市舶司牒報其因、俟再貢如禮、然後賜敕書降告命。」從之。

(36) 實際は大食商人の烏師點による訴訟である。詳細は「王肥(草野)二〇〇五」を参照。

(37) 『宋会要』蕃夷四一五一、五一、安南、淳熙三年(一一七六)八月二四日条。

三年八月二十四日、宰執奏「賜安南國曆日、合降勅書。緣李天祚薨、其子未有封爵、欲作『賜安南國王嗣子龍貽勅書』」從之。

(38) 前近代の冊封に関わる諸議論は、「金子二〇〇一」序章「廣瀬二〇〇八」を参照。

(39) 『涑水記聞』卷第一三、皇祐四年条。

(40) 『続資治通鑑長編』巻一七三、皇祐四年（一〇五二）九月癸亥条。
および、『宋史』巻二八五、列伝第四四、梁適伝。

(41) 『続資治通鑑長編』巻一七二、皇祐四年（一〇五二）四月丙戌条。

(42) 儂智高の降伏を受け入れなかった理由は、交趾との境界紛争という現場の問題が関わっているため、今後詳細に検討しなければならぬ。ただ、儂智高が出した降伏条件に対して、宋仁宗は降伏を許そうとしており、これに対して「二広（嶺外）」を朝廷が統治できなくなるという反対意見が出ている。そのため、儂智高の降伏を許さなかったのは天下に受け入れないというよりも、直接の管理が及ばなくなるのが問題だったのだと考えられる。

(43) 例えば、近年のまとまった研究成果として「川本二〇一五」が挙げられる。

(44) 逆に外国史の立場から主体を外国にして見た場合、自身を宋朝の「外」に位置づけて研究するのはある意味当然のことであり、宋朝による節度使への任命が名目に過ぎず、宋朝内部の節度使とは異なるとすることに大きな疑問を感じることはなかったのだと思われる。

(45) もちろん、特に経済史的な側面では、海上を経由した国際的な私貿易の拡大とそれに対応した市舶司制度の拡充など、「内向的」というよりもむしろ「外向的」な宋朝像が見出されていることは筆者も承知している。しかし、そのような経済的な外向性があるにも関わらず、妹尾達彦「一九九七」が唐朝との比較の中で端的に示しているように、政治・文化的な側面では、民族主義的で内向的な宋朝像が強調されていることは間違いない。

『史学雑誌』 投稿規定

一、投稿は会員に限ります。

二、投稿を受け付けているのは、次のもので、公刊されていないものに限りません。

論文

研究ノート

史料紹介

研究動向

報告集等に掲載されたものをもとにしている場合は、必ず投稿原稿にそのことを明記し、当該の報告集等を添えて下さい。

三、原稿は和文、縦書きで、四〇〇字×八九枚を上限とします。A4用紙一枚に八〇〇字で印字して下さい。

図、表は『史学雑誌』一頁大の大きさを四〇〇字×四枚分と計算し、本文、注、図、表の合計が八九枚を超えないようにして下さい。

四、原稿には必ず和文要旨（八〇〇字以内）を添付し、論文、研究ノートの場合は、英文要旨（100words程度）も添えて下さい。要旨のない原稿は受理しません。

採用になった場合、『史学雑誌』には英文要旨が、史学会のウェブサイトには和文要旨および英文要旨が掲載になります。

五、二重投稿は認めません。

六、原稿は史学会に郵送して下さい。原稿、要旨はともに二セットお送り下さい。

七、写真、図版、特殊文字等により印刷経費が超過した場合、その一部を負担していただくことがあります。